二十五

○経済産業省告示第二百三十五号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州復興開発銀行の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年十月十八日　　経済産業大臣　枝野　幸男

一　欧州復興開発銀行

二　European Bank for Reconstruction and Development

三　EBRD

四

五

六

○経済産業省告示第二百三十六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、イーター国際核融合エネルギー機構の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年十月十八日　　経済産業大臣　枝野　幸男

一　イーター国際核融合エネルギー機構

二　ITER International Fusion Energy Organization

三　Organisation internationale ITER pour l'énergie de fusion

四　ITER

五

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１１４２号

東京都台東区松が谷４丁目24番11号
債務者　株式会社ミュージックアンドメディア
代表者代表取締役　深津　和道
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大内　陽子
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１６１号

群馬県高崎市江木町1437番地５
債務者　株式会社アドバン
代表者代表取締役　川田　春夫
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　豊
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１７６号

東京都千代田区鍛冶町１丁目９番地15号
債務者　株式会社大通
代表者代表取締役　岡本　幸之
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新藤えりな
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午前10時

東京地方裁判所民事第20部